

「住民が自ら考え、自ら行う」まちづくりの 交付金制度により、住民主体の生活支援 サービスを提供



問い合わせ先 名張市地域部地域経営室
☎ 0595-63-7484 ■ <http://www.city.nabari.mie.jp/s012/index.html>

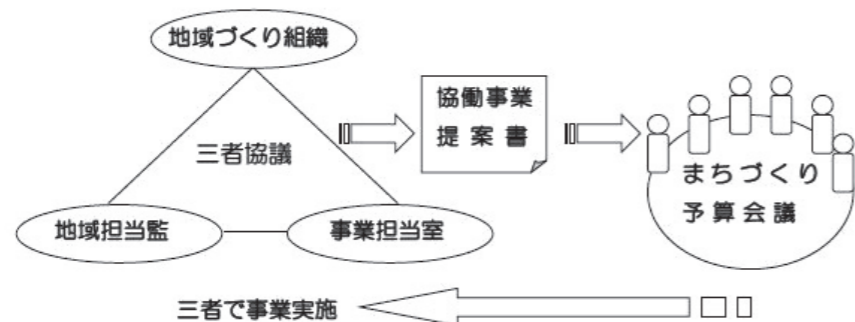
▶ 住民主体のまちづくりを支援するため、おおむね小学校単位で設立された「地域づくり組織」に対し、使途が限定されない「ゆめづくり地域交付金」を交付し、行政との役割分担の下、地域の課題解決を図る住民主体の生活支援やコミュニティバスなどのサービスを提供



↑交通が不便な地域で、地域づくり組織がコミュニティバスを運行
▶地域づくり組織の有償ボランティアが家事などの生活支援サービスを実施



「ゆめづくり協働事業提案制度」の仕組み



取組の背景 住民によるまちづくりの支援システムづくりが課題に

●名張市では、自発的なまちづくりの活動として、住民による「まちづくり協議会」が結成され、地域の将来的なプランであるまちづくり計画が作成されてきた。平成13年までに、5つのまちづくり計画が市長に提出されたものの、当時は行政としてこれらのプランを実行するためのシステムや地域への財政的な支援システムが存在しなかった。

取組の概要 制度の見直し・拡充により、地域ごとの「地域ビジョン」を実現

- 平成14年、市政の一新を契機に、住民による自主的・主体的なまちづくりに向けた取組を財政的に支援するため、平成15年に制定された「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」に基づき、従来の地域向け補助金を廃止し、使途が自由の交付金を交付する「ゆめづくり地域予算制度」を創設した。
- また、市内全15地域でおおむね小学校単位の地区から成る「地域づくり組織」を設立し、ゆめづくり地域交付金をもとに自己決定と自己実現を図る仕組みを作り、地域と行政の役割分担を行いながら、「住民が自ら考え、自ら行う」まちづくりの取組を推進した。
- 平成21年には、都市内分権の推進を図るため、「名張市地域づくり組織条例」を制定し、地域づくり組織が地域の課題解決のための事業を自ら実施する仕組みを整備し、現在も各組織による積極的なまちづくり活動が展開されている。
- さらに、平成24年3月には、地域の特性を活かした個性ある将来のまちづくり計画として、「地域ビジョン」が市内全15地域で策定され、市が「地域ビジョン」を最大限尊重した総合計画に位置付けた上、予算に反映することにより、地域と市が協議しながら新たなサービスや価値の創出を目指す協働事業「ゆめづくり協働事業提案制度」を進めている。

取組の成果 地域ごとに住民主体のまちづくりが定着

- 各地域づくり組織は、地域の特色を活かし、夏祭りや運動会などの住民交流事業をはじめ、日常生活の助け合い、ごみステーションの整備、美化活動など日々の暮らしに密着した取組のほか、自主防災訓練や防犯パトロールなど、安全な暮らしを自分たちで守ろうとする事業が実施されている。
- 例えば、地域の高齢化が進む中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、以下の事業が実施されている。

- ①市内の6地域で、日常の困りごとを住民同士の助け合いで解決する生活支援サービスの仕組みとして立ち上げ、地域づくり組織が有償ボランティアを雇用して取り組んでいる。
- ②路線バスが廃止され、交通が不便な地域で、コミュニティバスを運行し、住民ニーズに添ったよりきめ細かい運行を行うなど、利便性を高めた結果、路線バスの廃止前を上回る利用者数となった。

ゆめづくり地域予算制度の概要(平成27年度)

基本額	人口割	3,500万円×70%×地域人口÷市人口
	均等割	3,500万円×30%÷15
加算額 (コミュニティ活動費)	地区代表者協力事務費	72,000円×基礎的コミュニティ数(174)
	地区活動費	25,000円×基礎的コミュニティ数(174) 200円×基礎的コミュニティの人口
事務局経費 (特別交付金)	1地域30万円 (但し、国津地域:50万円 西原地域、錦生地域、栗田地域:各40万円)	
地域事務費	基本額1,500千円に人口数や基礎的コミュニティ数を勘案して加算した額(平成24年度から)	

※ 上記の積算額に基づき算定された交付金を、一括して地域づくり組織へ交付。

地方分権改革との関連

- 住民の自主的・主体的な参画による「地域づくり組織」が、市の交付金による支援を受けながら、有償ボランティアの雇用による生活支援サービスの提供、廃止された路線バスを補完するコミュニティバスの運行など、地域の身近な課題を解決する「地域マネジメント」的な役割を担い、地域コミュニティの活性化が図られている。